

第1回多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議概要

1 日 時

令和8年3月19日（木）午後3時から同5時まで

2 場 所

京都府庁3号館6階 教育委員室

3 出席者

【委員】 7名

【事務局】 指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他

【傍聴者】 6名

4 概 要

(1) 開会

(2) 自己紹介

(3) 委員長選出

委員長 岡田 敏之

(4) 説明・報告

ア 多様な学習機会の確保の在り方に関する現状について

- ・国の方向性について
- ・全国の夜間中学・学びの多様化学校の設置状況等について
- ・京都府の状況について

イ 令和7年度夜間中学についてのニーズ調査の結果について

(5) 協議

※○は委員、●は事務局

ア ニーズ調査結果の分析について

イ 京都府における多様な学習機会の確保の在り方についての意見聴取

- 行政当局として難しい面はあるにせよ、義務教育段階の学校を卒業していない方が一人でもいれば、憲法 26 条の観点からもその方の学習保障をしていくことが大切ではないか。2019 年の文部科学省調査では外国籍の子供が約 20,000 人、現在でも約 8,000 人が学校に辿り着けていないという状況もある。ニーズ調査は可視化という意義はあるが、調査の配布先の偏りによって結果が歪むこともある。例えば三豊市（香川県）では、約 8 割が外国籍のニーズと出たのに対し、実際の入学者が外国籍 2 名だったという事例もある。不登校関連団体へのアウトリーチも含め、より丁寧に調査設計を議論すべきである。
- 設置状況を見ると、自治体ごとに意識の差があることがわかる。京都府域の夜間中学数がゼロである現状は何とかしなければならない。ニーズ調査の結果、不登校の実数、外国人住民の増加を踏まえると、熱い思いで推進していく必要があると感じる。また、文部科学省のタスクフォースの論点整理では、夜間中学と学びの多様化学校の連携の重要性も指摘されており、学びの多様化学校での教育実践は通常の学校にも広く参考になるとされ、学びの多様化学校や夜間中学校の設置の必要性は高まっている。
- 京都市立洛友中学校は、京都市民または市内在勤者のみが対象であり、京都府内の他地域に住む方が希望しても受け入れることができず、以前、京都府と京都市で協議をした経緯がある。今後、京都府に夜間中学ができた際には、京都市の洛友中学校と互いに生徒を融通し合えるような連携の仕組みを行政同士で整えることも考えられる。地理的に便利な方に通えるような柔軟な仕組みが理想的である。
- 公立夜間中学は、まだたくさんできていない段階ではないため、住んでいる場所によって通いやすいかどうか重要である。また、応分負担の問題は非常に難しく、府が管轄する地域の自治体間では協定を結びやすいが、政令市との間では人件費の問題が生じ、負担金が大きく変わってくる。京都府においても府庁側から積極的に調整いただくと大変ありがたい。
- オンライン活用については、まず南部に 1 校、北部に 1 校それぞれ設置するところからスタートすべきと考える。一箇所だけ作ってオンラインで北部をカバーするという方法も検討したが、文部科学省はまだ夜間中学のオンライン授業を認めていない。対面での学校設置が先、オンラインはその次というのが現在の方向性である。
- 現行制度では、オンラインを前提とした中学校の設置はできない。福岡市立福岡きぼう中学校では、仕事や家庭の事情で登校できない日に授業を視聴できるよう、授業を配信する運用をしているケースもあるが、これはあくまで補完的なものである。オンラインの活用には得手不得手もある。

○今回は、多様な教育機会の確保という観点から、夜間中学と学びの多様化学校という二つの方策があがっているが、ニーズ調査は夜間中学に限られている。本検討会における対象が、夜間中学の設置に限定されるのか、学びの多様化学校を含むのかについて、お示しいただきたい。また、10代のニーズが予想以上に多かったことも踏まえ、追加調査の実施について検討の予定はあるかどうか、御教示いただきたい。

●本会議の議論は必ずしも夜間中学に限定するものではない。今回は夜間中学についてのアンケートを実施したが、今後のニーズ把握の方向性についても委員の皆様から御意見をいただきながら検討してまいりたい。

○ひきこもり支援の立場から、支援している方の中には小学生の頃から不登校で中学校に一度も通わず、通信制高校もうまく行かないまま長年家にいる方がいらっしゃる。こうした方には学び直しのニーズは確かにあるが、実際に学校に通えるかどうかは厳しいのが現実で、農作業や墓地の草刈り等の軽作業から社会参加を始め、最終的にコンビニのバックヤード業務に就くというような段階的なアプローチをとっている。学びのニーズはあっても行動できるかどうかは別問題という実態を御理解いただければと思う。製造業に従事する外国人の方々は日本語を学びたいニーズが高く、学校にも通いたいと考える方が多いと感じている。

○現場の実態は、令和8年度時点において外国籍で日本語指導が必要な児童生徒が相当数いる。ほぼ日本語が話せない状態で転入してくる子どもたちに日本の文化等を丁寧に指導している状況である。一方、現地で義務教育を「卒業済み」とされた子は、学齢を超えた場合に受け入れられないというケースが生じており、「洛友中学校に行けないか」、「大阪に引っ越す」という声も出ている。外国籍の方の学習ニーズは非常に高く、地域の日本語ボランティアサークルが20年来活動を続けるほど需要がある。分離でなく共生の視点で外国籍住民が地域に溶け込める環境づくりが重要と考える。

○京都市国際交流会館として、在留外国人の統計を毎年実施しているが、令和7年12月末の京都府内の在留外国人は約9万人である。今後、特定技能2号の職種拡大や技能実習制度の変化により、家族帯同が増え就労者の配偶者や子供が増加することが見込まれる。就労者は会社や管理団体のケアがある程度あるが、学齢を超えた15～17歳の「家族滞在」で来日した子供たちは学校にも入れず、どこにも居場所がない孤立しやすい状態に置かれているのが現状である。この5年間でこのような子が増加しており、夜間中学等の形で学びの機会があれば、高校進学・日本での就職につながり、地域社会の安定にも貢献できると考える。

○夜間中学は「日本語教室ではない」とおっしゃる方もいるが、学齢期に日本語を習得できなかったために十分に学べなかった方は確かにおられる。そういう方への学習支援は社会の安全にもつながることから、入学要件についても、もう少し柔軟に考えていく必要があるのではないかと考える。

○設置をするかどうかの判断について、卒業式で「この学校に出会わなかったら今も引きこもっていた」、「この学校で初めて友達ができた」と語る学齢期の子供たちの姿を見ていると、たとえ一人でも教育に恵まれなかった方がリスタートできる機会を作ることの大切さを痛感している。設置すること自体に重要な意義がある。また外国籍の方については、日本語教室の必要性は当然ありつつ、日本の文化・習慣・人間関係を学べる場があることに意義があると考えられる。義務教育が7～8年の国から来た子供が日本で高校進学できないという問題についても、夜間中学でその「不足年数分」を補えるような柔軟な制度設計を検討すべきである。小中の設置者は市町であるが高校は府・県となるため、もし市町が手を挙げない場合に府立として設置することを検討する必要があるかもしれない。府教委として、府立夜間中学を設置することはあり得るのか。

●府立夜間中学の設置があり得るかについては、最初から排除しているわけではなく、どういったものを設置するかということや、市町との調整・相談の結果等、様々な要素があって決まってくるものと考えている。

○府内市町村等との意見交換の中でも、各地域で外国人労働者が増加し、災害時の地域コミュニティとのつながりが課題という声が増えている。また学校に行けない子供が増えている一方で、公民館や人権センターに来られた際には教職免許を持つ職員がいないため、居場所にはなれても教育的支援が難しいという課題がある。人権教育を受けることで差別意識・偏見が軽減されるというデータもあり、学びの場が広がることで人権教育の機会も届けていければと思う。

(6) その他

ア 次回以降の委員会について

(7) 閉会